

令和6年度軽自動車税(種別割)の税率について



1 三輪及び四輪以上の軽自動車

最初の新規検査(注1)を受けた年月により、下表のとおり種別割の税率が異なります。

車種区分		①新税率	②据え置き税率	③重課税率 (13年経過車)	
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円
三輪車		3,900円	3,100円	4,600円	

① 新税率：平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両

② 据え置き税率：平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両（令和6年度は最初の新規検査を平成23年4月から平成27年3月までに受けた車両が該当。所有者が変わった場合も含め、税率の変更なし。）

③ 重課税率：最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両（令和6年度は平成23年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が該当。）ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は、重課税率の対象外となります。

(注1)：最初の新規検査とは、初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたときの検査をいいます。(実質的には、新車として販売された時を指します。)自動車検査証の「初度検査年月」欄をご確認ください。

自動車検査証				平成27年○月○日		軽自動車検査協会		
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
静岡 580 あ ○○○○	平成 27年 ○月 ○日	平成 22年 5月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]		
車体番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
○○○○○-○○○○○○○	4人	-kg	970 kg	1190 kg		339 cm	147 cm	179 cm

【三輪及び四輪以上の軽自動車税(種別割)の税率区分早見表】

三輪及び四輪以上の軽自動車が各年度に適用される種別割の税率については、下表をご確認ください。

最初の新規検査を受けた年月	課税年度														
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
～平成22年3月															
平成22年4月～平成23年3月															
平成23年4月～平成24年3月															
平成24年4月～平成25年3月															
平成25年4月～平成26年3月															
平成26年4月～平成27年3月															
平成27年4月～平成28年3月															
平成28年4月～平成29年3月															
平成29年4月～平成30年3月															
平成30年4月～平成31年3月															
平成31年4月～令和2年3月															
令和2年4月～令和3年3月															
令和3年4月～令和4年3月															
令和4年4月～令和5年3月															
令和5年4月～令和6年3月															

据え置き税率

重課税率
※廃車されるまで継続

新税率

【グリーン化特例(軽課税率)】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両は、**令和6年度分に限り**、下表のとおり軽課税率が適用されます。

車種区分			軽課税率(年額)		
			電気自動車・ 天然ガス軽自動車 基準① (概ね75%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車	
				基準② (概ね50%軽減)	基準③ (概ね25%軽減)
四輪 以上	乗用	自家用	2,700円	軽減対象外	軽減対象外
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	軽減対象外	軽減対象外
		営業用	1,000円	軽減対象外	軽減対象外
三輪車			1,000円	2,000円	3,000円

基準① 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両

基準② 乗用(営業用)：令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準90%達成車

基準③ 乗用(営業用)：令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※基準②・③のガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限り、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。

2 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等

登録年月にかかわらず、**全ての車両**の種別割の税率が下表のとおりとなります。

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	一種(50cc以下)	2,000円
	二種(90cc以下)	2,000円
	二種(125cc以下)	2,400円
	特定小型	2,000円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円
ミニカー		3,700円
ボート・トレーラーなどの被けん引車		3,600円

牧之原市役所 税務課 収納管理係
電話番号：0548(23)0022